

報告第 1 号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年 2 月 13日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第1項による専決処分

番号	担当 局名	専決処分 年月日	相手方	事件の概要
				和解条項要旨
1	教育委員会	28.11.24	横浜市神奈川区在住者	<p>障害を有する相手方が、本市を退職した際に支払われた退職手当の算定に誤りがあったとし、また、在職中に職場で安全配慮義務違反等があったことにより肉体的・精神的な損害を受けたとして、横浜地方裁判所川崎支部に、本市を被告として、2,921,824円の支払を求め、退職手当の差額、損害賠償等の請求に係る訴訟を提起したが、同支部から事件を回付された横浜地方裁判所から強い和解勧告があった。</p> <p>(1) 本市は、相手方に対し、本事件の和解金として、800,000円の支払義務があることを認め、この金員を、平成28年12月28日限り、支払う。</p> <p>(2) 本市は、本件紛争のような紛争を防止するために、傷病による退職の認定基準を明確化することとする。</p> <p>(3) 本市は、本件紛争が生じたこと及び相手方に対する配慮が不足していたことを踏まえ、今後も障害者雇用促進法を含む関連法の制度趣旨を現場に至るまで周知徹底し、障害者の障害の状態を把握し、適切な配慮を行うよう努めることとする。</p>

2 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	総務企画局	28.12.1	円 77,760	平成28年9月8日、多摩区宿河原3丁目10番13号先路上で、本市小型乗用車が、対向車を避けようと左に寄った際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの
2	環境局	28.11.10	円 56,160	平成28年9月9日、麻生区***** ***敷地内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所の屋根に接触し、破損させたもの
3	環境局	28.11.20	円 230,000	平成28年7月6日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、方向転換しようとして後退した際、被害者所有の擁壁に接触し、破損させたもの
4	環境局	28.12.1	円 105,708	平成28年10月26日、高津区久末1576番地先駐車場で、本市中型ごみ収集車が、方向転換のため当該駐車場に進入し、切り返しをした際、被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
5	環境局	28.12.10	円 1,704,240	平成28年8月27日、被害者宅先路上で、本市職員が、本市小型ごみ収集車を停車させて作業をしていたところ、ブレーキ操作が不十分であったため、当該小型ごみ収集車が動き出して被害者所有のブロック塀及び軽乗用車に接触し、破損させたもの
6	環境局	28.12.26	円 138,286	平成28年10月25日、麻生区東百合丘3丁目23番4号先路上で、本市職員が、作業を終え、本市小型ごみ収集車に乗車しようとドアを開けた際、当該ドアが、右後方から走行してきた被害者所有の小型乗用車に接触し、破損させたもの
7	環境局	29.1.13	円 73,440	平成28年11月5日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所の外壁に接触し、破損させたもの
8	環境局	28.5.2	円 267,771	平成28年3月11日、幸区南幸町3丁目18番地先路上で、本市軽乗用車が、信号待ちのため一時停止していた被害者(ア)所有の軽乗用車に追突し、破損させ、及び運転していた被害者(イ)を負傷させたもの
9	環境局	29.1.15	円 1,708,886	

10	環境局	29. 1. 20	円 25,920	平成28年10月10日、多摩区生田4丁目13番4号先交差点で、本市小型ごみ収集車が、左折した際、被害者所有のコンクリート塀に接触し、破損させたもの
11	環境局	29. 1. 20	円 25,920	平成28年10月19日、多摩区生田4丁目13番4号先交差点で、本市小型ごみ収集車が、左折した際、被害者所有のコンクリート塀に接触し、破損させたもの
12	環境局	29. 1. 20	円 213,568	平成28年12月10日、宮前区菅生2丁目1番6号先路上で、本市小型ごみ収集車が、渋滞のため停止していた被害者所有の普通乗用車に追突し、破損させたもの
13	川崎区役所	28. 11. 21	円 21,728	平成28年9月29日、川崎区*****ビル内駐車場で、本市軽ライトバンが走行中、駐車しようとしていた被害者運転の小型乗用車に接触し、破損させたもの
14	消防局	28. 12. 22	円 54,864	平成28年10月2日、多摩区西生田3丁目7番21号先路上で、本市救急車が、移動しようとして後退した際、被害者所有の日よけテントに接触し、破損させたもの
15	消防局	29. 1. 13	円 44,280	平成28年12月1日、被害者宅先路上で、本市消防車が、対向車を避けようと右に寄った際、被害者所有のコンクリート塀に接触し、破損させたもの
16	こども未来局	28. 11. 16	円 99,280	平成28年11月2日、被害者宅先路上で、園外保育中の園児が、被害者所有の理容室のサインポールに接触し、破損させたもの
17	建設緑政局	29. 1. 5	円 11,900	平成28年6月23日、高津区宇奈根764番地1先路上で、被害者運転の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの

3 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
34	27.3.18	高石住宅 新築第1 号工事	川崎市幸区小倉3丁目 10番25号 ハヤカワ・正宗共同企業 体 代表者 株式会社 ハヤカワ 代表取締役 早川 祐樹 構成員 正宗産業株式会社 代表取締役 市川 洋治	契約金額 683,121,600 円	契約金額 705,098,520 円	28.12.13	関係機関 及び近隣住 民との調整 により、当 初計画以上 の交通誘導 員の配置を 行うことに よる増額の 変更を行う ものである。
108	27.7.2	川崎駅北 口自由通 路西側デ ッキ整備 工事	東京都千代田区三崎町2 丁目5番3号 川崎駅北口自由通路新設 ・駅改良共同企業体 代表者 鉄建建設株式会社 代表取締役社長 林 康雄 構成員 株式会社 大林組 取締役社長 白石 達	契約金額 2,430,000,000 円	契約金額 2,483,928,720 円	29.1.25	平成27 年度公共工 事設計労務 単価に係る 特例措置に より、所定 の算出金額 に増額変更 を行うもの である。ま た、杭設置 工事におけ る当初想定 にない地中 障害物への 対応のため、 構造変更の 必要が生じ たこと等に 伴う増額の 変更を行う ものである。

4 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	28.11.16	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料186,533円、延滞金及び平成26年9月21日から明渡済みに至るまでの使用料相当損害金月17,900円の支払を求めるもの

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	28.11.15	*****	左記の相手方は、499,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成28年12月から平成32年12月までの間は毎月10,000円、平成33年1月は9,300円に分割して支払うこととするもの
2	28.12.26	*****	左記の相手方は、588,800円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成29年1月から平成33年10月までの間は毎月10,000円、同年11月は8,800円に分割して支払うこととするもの